

令和8年度（9月入学）〔 大学院生 私費留学生 用 〕

入学料免除・徴収猶予申請の手引

【免除申請をする予定のない方もここだけは必ずお読みください】

- (1) 納付された入学料は、いかなる理由があっても返還しません。
- (2) ご自身が免除申請の要件を満たしているか、必ず2ページ目に記載の「2. 入学料免除・徴収猶予申請者の要件」を確認してください。
- (3) 入学料を納付した場合、その免除・徴収猶予申請は受け付けることができません。申請を受け付けた場合でも、納付の事実が確認できた時点で申請を取り消します。
- (4) 不足書類があり、事務局が提出を要請したにもかかわらず、期日までに提出がなかった場合は、書類不備で免除申請を取り下げたものとみなします。
- (5) 本文に記載の指定期間外の申請は、原則として受け付けません。期間内の提出が難しい場合は、事前に fukurigroup@jcom.nagaokaut.ac.jp へご連絡願います。
- (6) 免除結果が半額免除または不許可となった場合、令和9年2月末日までに入学料を納入する必要があります。期日までに、入学料の納入がなされなかった場合、除籍となります。
- (7) 授業料免除申請の案内は、7月下旬以降に学内掲示や本学HPから確認できるようになりますので、希望する場合は案内を見逃さないようご注意ください



目次

1	はじめに	P 2
2	入学料免除・徴収猶予申請者の要件	P 2
3	申請手続日程（期限厳守）	P 3
4	申請受付についての注意事項等	P 5
5—1	入学料免除・徴収猶予申請書類（日本人大学院生）	P 6
5—2	入学料免除・徴収猶予申請書類（私費外国人留学生）	P10
6	各種奨学金	P12
7	問い合わせ先等	P13
8	その他	P14

1 はじめに

入学料の免除は、「本学独自の入学料免除制度」（以下「独自制度」という。）と「高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金の支給と併せて授業料等減免を受けることができる制度）」の2つの制度により、対象者別に実施しています。本要項は、独自制度に関するもので、本学大学院生及び私費外国人留学生在が対象です。下記の「**2 入学料免除・徴収猶予申請者の要件**」のⅠ.に該当する場合に申請することができ、審査によって選考の上、許可決定を行い、全額（282,000円）又は半額（141,000円）を免除する制度です。

入学料の徴収猶予についても、下記の「**2 入学料免除・徴収猶予申請者の要件**」のⅡ.に該当する場合に申請することができ、審査によって入学料の納付が令和9年2月末日まで猶予される制度です。

（学力基準・家計基準及び入学料免除予算内で実施しますので、いずれの基準を満たしている場合でも、必ずしも免除になるとは限りません。）

2 入学料免除・徴収猶予申請者の要件

Ⅰ. 入学料免除申請者の要件

次のNo. ①～②のいずれかに該当する本学大学院生及び私費外国人留学生在は、入学料免除を申請することができます。（ただし、学部私費外国人留学生在の申請要件は②のみ）

No.	要件
①	大学院に入学する者で経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、 <u>学業が優秀※1</u> と認められる場合
②	入学前1年以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。私費外国人留学生在の場合は学生本人）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等（火災・地震等を含む）の災害を受け※2、入学料の納付が著しく困難であることが認められる場合

Ⅱ. 入学料徴収猶予申請者の要件

次のNo. ①～②のいずれかに該当する本学大学院生及び私費外国人留学生在は、入学料徴収猶予を申請することができます。

No.	要件
①	経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、 <u>学業が優秀※1</u> と認められる場合
②	入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等（火災・地震等を含む）の災害を受け※2、入学料の納付が著しく困難であることが認められる場合

（注）ただし、次のいずれかに該当する場合、入学料免除・徴収猶予の選考の対象としません。

No.	入学料免除・徴収猶予選考の対象外となる要件
①	入学料を納付済の者
②	入学前に国や政府から奨学金を受給していた※3 又は受給している留学生在

※1 本学の入学者選抜試験の合格をもって学力基準を満たすものとします。

※2 学資負担者が災害救助適用地域に居住し、風水害等の災害を受けた世帯に対し、入学料・授業料の全額又は半額を免除及び入学料を徴収猶予することがあります。希望者は、「**4 申請受付についての注意事項**」の7.に記載の必要書類を併せて提出してください。）なお、この場合「学力基準」は適用しません。

※3 例) 学部在籍中に国や政府から奨学金を受給していた留学生在で、修士課程に学内進学する場合も含まれます。

3 申請手続日程（期限厳守）

次の日程により申請を受け付けますので、提出期間内に入学手続時の提出書類（紙媒体）と一緒に学務課教務係もしくは、大学戦略課国際連携係へ提出をしてください。直接持参する場合は、学生支援課奨学支援係7番窓口（事務局2号棟1階）へご提出ください。

① 入学料免除申請手続案内開始
（学内掲示及びHP掲載）



② 申請書類提出
（申請書類受付期限は
右記参照⇒）

※期限厳守！

申請書類提出期間：

◆大学院修士課程

・本学卒業生：令和8年7月24日～8月7日

・一般・社会人・私費外国人留学生：令和8年7月24日～8月7日

・留学生協定校推薦：令和8年7月3日～7月17日

・SDGプロフェッショナルコース：令和8年7月3日～8月18日

◆大学院博士後期課程

・本学修了者・一般・社会人・私費留学生：令和8年7月24日～8月7日

・SDGプロフェッショナルコース：令和8年7月3日～8月18日

入学手続サイト入力期間の最終日が、入学料免除・徴収猶予の申請期限です。上記期限までに入学料の納入、又は入学料免除・徴収猶予申請のいずれかを完了させなければ、入学を辞退したものと取り扱われますので、ご注意ください。
（入学手続期間は、令和8年度9月入学入学手続の手引を参照）

※申請書類提出後、入学手続期間を過ぎてからの取下はできません。

【②の提出方法】

・郵送の場合 入学手続の手引きに記載してある入学手続時の提出書類（紙媒体）と一緒に、学務課教務係もしくは、大学戦略課国際連携係へ提出
※提出先情報については入学手続きの手引を参照してください。

・持参の場合 学生支援課奨学支援係7番窓口（事務局2号棟1階）
（窓口対応時間：土・日曜日、祝日を除く9時～17時）

※ 17時以降の訪問はご遠慮ください。

③ 結果通知

通知時期：令和8年10月下旬頃

【結果通知について】

メール等で通知する予定です。学内掲示板及び大学HPに結果通知の連絡を掲載しますので確認してください。

【参考】 [免除結果告知後の流れ]

3 申請手続日程(期限厳守) ③入学料免除申請の結果、「半額免除」「不許可」の通知を受けた者は、令和9年2月末日までに入学料を納入する必要があります。納入期限までに納入の確認ができなかった場合は「除籍」となりますのでご注意ください。納入方法については、別途財務課からご連絡します。

3 申請手続日程(期限厳守) ③入学料免除申請の結果、「半額免除」「不許可」の通知を受けた者



令和9年2月末日までに入学料を納入すること

※期限厳守!

【注意事項】

入学料徴収猶予は、審査の結果が「許可」「不許可」のいずれにおいても、定められた期日までに入学料を納入する必要があります。期日までに入学料を納入しない場合は、学則第31条第4号の規定により除籍になりますので、ご注意ください。

4 申請受付についての注意事項等

1. **入学料の免除及び徴収猶予申請を行う者は、入学手続サイトで入力を行う際、入学料免除の申請項目の口にチェックを忘れずにいれてください。**なお、決済ページで入学料（282,000円）が含まれていないことを確認し、期限までに免除申請書類を提出してください。（※入学手続期間については、令和8年度(9月入学)入学手続の手引きを参照してください。）
2. **入学料免除及び徴収猶予の申請をした後、入学手続期間を過ぎてからの取下はできません**ので、よく検討の上、申請してください。
3. やむを得ない事情により、定められた期限までに書類の提出が困難な場合は、期限までに奨学支援係 (fukurigroup@jcom.nagaokaut.ac.jp) へ事前に連絡し、手続きに関する指示を受けてください。
事前の連絡なく、期限経過後に提出された書類は原則受け付けません。
上記に関わらず、「**入学料免除・徴収猶予提出書類チェックリスト**」「**入学料免除・徴収猶予免除願**」「**家庭調書**」の3点（私費外国人留学生の場合は、上記3点に加えて「**奨学金受給状況報告書**」を含めた計4点）は、**必ず3 申請手続日程（期限厳守）②に記載の各試験区分別に定められた期日までに提出する必要があります**ので、ご注意ください。
4. 期限までに事前の連絡なく提出期限までに書類を提出しなかった者は、書類不備とし原則として選考対象から外しますので、ご注意ください。
5. 申請書類受理後、記載内容や添付書類の内容についての確認のため、大学から連絡することがあります。また、書類の追加提出を求めることがあります。電話やメールで連絡を受けた場合は、指示に従ってください。不足書類があり、提出を要請したにも関わらず提出がなされなかった場合は、書類不備で免除申請を取り下げたものとみなします。
6. 入学料免除・徴収猶予申請書類の証明書類等を別途郵送する場合は、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法で郵送してください。
7. 入学料免除・徴収猶予、授業料免除、奨学金等に係る新着情報は、学内掲示及び以下のURL又はQRコードからも確認いただけます。ご自身で学内掲示や次に案内する本学HPをこまめに確認するようにしてください。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/for-students/news/tuition-tuition-exemption-scholarships/index.html>

（本学 HP>HOME>在学生向け>在学生向けお知らせ一覧>在学生向けお知らせ+>学費・奨学金・助成）



8. 入学前1年以内に、学資負担者が災害救助適用地域に居住し、風水害等の災害を受けた世帯に対し、入学料・授業料の全額又は半額を免除、及び入学料を徴収猶予することがあります。免除又は徴収猶予を受けようとする者は申請書類の他に以下の書類を提出してください。

※私費外国人留学生の場合、学資負担者は留学生本人で、日本国内における風水害等の災害に限ります。

- (1) 市区町村発行の罹災(りさい)証明書の写（家屋の損失の度合がわかるもの）（5-1 II. ⑳参照）
- (2) 災害を受けた住宅、家財等の損害の申告書（本学 HP 掲載の所定様式）

5-1 入学料免除・徴収猶予申請書類（日本人大学院生）

1. 入学料免除・徴収猶予の申請に際して、必要となる書類は次のとおりです。
申請書類に不備がないよう早めに必要書類を取り寄せて、よく確認の上、提出してください。なお、家庭の状況を確認するため、追加で書類の提出を求めることがあります。
2. 申請書類の内容は下記の「注意事項等」や各項目において特段の記載がない限り、**令和8年7月又は8月現在**の状況を基準としてご記入ください。また、申請書類で自署を求める項目以外は直接入力で構いません。
3. 申請書類は原則として返却しません。
4. 申請手続に必要な所定様式は、以下の本学 HP の URL 又は QR コードからアクセスの上、ダウンロードしてください。また、本制度についてもご確認いただけます。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/admission-fee-waiver-b/index.html>

（本学 HP>HOME>教育・学生支援>経済的支援>入学料免除・徴収猶予制度（私費外国人留学生・大学院生の方））



I. 全員が申請時に提出する書類

書類等の名称 等
① 令和8年度入学料免除・徴収猶予提出書類チェックリスト※ （HP 掲載の所定様式をご使用ください）
注意事項等
◆区分・学年・所属等は 令和8年9月(入学後) のものを記入してください。
◆学籍番号は学内進学者のみ記入してください(進学後も学籍番号は変わりません)。学外からの新入生は記入不要です。
◆提出する書類の「提出」欄に○を記入してください。
◆「提出書類」欄に「(本人・父・母…)」等の続柄の記載がある書類については該当する続柄に○を付けてください。
② 入学料・徴収猶予免除願※ （HP 掲載の所定様式をご使用ください）
注意事項等
◆申請者欄の所属・学年は 令和8年9月(入学後) のものを記入してください。
◆学籍番号は学内進学者のみ記入してください(進学後も学籍番号は変わりません)。学外からの新入生は記入不要です。
◆申請者(学生)本人及び保証人の氏名欄は、それぞれ自筆で記入してください。同じ筆跡と思われるものは申請を受け付けません。
◆住所欄は、申請時点の現住所とし都道府県名から正確に記入してください。アパート名・部屋番号も省略しないでください。
◆保証人欄は、特別の事情がない限り父母のいずれかを選んでください。
◆理由欄は、申請者本人が具体的に記入してください。
③ 家庭調書※ （HP 掲載の所定様式をご使用ください）
注意事項等
◆太線枠内は記入しないでください。
◆「就学者を除く家族」欄は、同一生計を営む就学者以外の家族全員を記入してください。世帯が分かれていても同一住所に住んでいる場合は原則として同一生計とみなします。
※ 住民票上同一住所であるが、何らかの理由により同一生計ではない家族がおり、生計が別であることを申立てたい場合は、 5-1 IV. に記載の「 生計を一にしない家族に関する申立書 」等を併せて提出してください。
※ 申請者(学生)本人が独立生計であることを申立てたい場合は、5-1 III. に記載の「 独立生計者申立書 」等を併せて提出してください。
◆父又は母が死亡・離婚・別居の場合は、理由とその年月を「職業・勤務先」欄及び特別控除関係の「母子・父子世帯」欄に記入してください。（ 5-1 II. ⑱参照）

- ◆令和7年1月以降に就職・退職した者がいる場合は会社名と就職(退職)年月も記入してください。(5-1 II. ⑧⑩⑬参照)
- ◆「本人を除く就学者」欄は、家族に就学者がいる場合に記入してください。(5-1 II. ⑨⑩⑪参照)
「設置区分」「在学校の種別」「通学区分」の該当する数字に○印を付け、「在学学校名」「学年」を正確に記入してください。
就学者が高校生以上の場合、在学学校の情報については提出書類の在学証明書の内容と一致することを確認してください。それ以外の本人を除く就学者は、5-1 2. に記載の年月を基準として記入してください。
- ◆「収入状況」欄は、給与所得者の場合は源泉徴収票の支払金額を給与以外の所得者の場合は確定申告書の所得金額を千円未満の端数を切り捨てて記入してください。なお、令和7年1月以降に就職・転職した者の収入(見込)金額は記入しないでください。(5-1 II. ⑥⑦⑭参照)
- ◆「本人の奨学金受給状況」欄は、令和7年度に受給していた奨学金について記入してください。申請予定又は申請中の奨学金を記入する必要はありません。
- ◆「障害者のいる世帯」欄は、続柄及び手帳番号について、障害者手帳や介護保険被保険者証、医師の証明書により記入してください。(5-1 II. ⑥⑯⑰参照)
- ◆「長期療養者のいる世帯」欄は、6か月以上療養中又は療養を要する者の続柄及び療養開始年月を記入してください。(5-1 II. ⑩参照)
- ◆「火災・風水害等の被害を受けた世帯」欄は、罹災証明書等により簡潔に記入してください。(5-1 II. ⑳参照)

④ 住民票(世帯全員の表示がありマイナンバーの記載がないもの)

注意事項等

- ◆住民票は**令和8年7月又は8月に発行したもの**に限り受理します。
- ◆世帯主名、続柄、筆頭者名は省略しないでください。
- ◆主たる家計支持者と生活をともにしている家族全員が記載され、且つ、マイナンバーの記載がないものを提出してください。
「世帯全員の住民票」と表示がないものは認められません。世帯が分かれていても同一住所に住んでいる場合は同一生計とみなしますので、すべての世帯の住民票が必要です。
※ 住民票上同一住所であるが、何らかの理由により同一生計ではない家族がおり、生計が別であることを申立てたい場合は、**5-1 IV.** に記載の「**生計を一にしない家族に関する申立書**」等を併せて提出してください。
- ◆**就学のために住民票を移している者(本人・兄弟等)の住民票は必要ありません。**
- ◆申請者本人が独立生計者の場合は、本人(配偶者含む)の住民票及び本人の父母等の家族全員の住民票が必要です。
※ 申請者本人(配偶者含む)と父母等が別居していることを確認します。
5-1 III. に記載の「**独立生計者申立書**」等も併せて提出してください。
- ◇入学料免除・徴収猶予、授業料免除いずれも申請する場合には、入学料免除・徴収猶予の方に原本、授業料免除の方に写しを提出してください。入学料免除・徴収猶予と授業料免除は受付期間が異なりますので、写しは事前に準備しておいてください。

⑤ 令和8年度(令和7年分)の所得証明書[課税(非課税)証明書]

注意事項等

- ◆同一生計を営む**申請者本人を含む18歳以上の家族全員**(高等学校・高等専門学校以下の就学者は除く)の所得証明書が必要です。
- ◆**所得のない者も所得金額「0円」と記載のある証明書が必要です。**金額欄が「*」や「空白」のものは認められません。市区町村の窓口にて「**収入金額、扶養控除人数、税額(※所得割額必須)の記載がある所得証明書**」と伝えて発行を依頼してください。ただし、市区町村によって税額の記載された所得証明書が発行できない場合は、別途「**課税(非課税)証明書**」も併せて提出してください。
- ◆申請者(学生)本人が独立生計者の場合は、本人(配偶者含む)の所得証明書のみ提出してください。
5-1 III. に記載の「**独立生計者申立書**」等も併せて提出してください。
- ◇入学料免除・徴収猶予、授業料免除いずれも申請する場合には、入学料免除・徴収猶予の方に原本、授業料免除の方に写しを提出してください。入学料免除・徴収猶予と授業料免除は受付期間が異なりますので、写しは事前に準備しておいてください。

※ 上記①～③の書類は「**4 申請受付についての注意事項**」3.に記載のとおり必ず受付期間内に提出する必要があります。

II. 世帯に該当者がいる場合に提出する書類(所得関係)

区分	対象	証明書等	発行先等
年金所得	⑥ 遺族年金・障害者年金受給者	年金振込通知書の写し等(最新の年金の振込額が記載されているもの。) ※振込通知書の場合は、年間の支払回数を余白に記入のこと。	市区町村役場 都道府県保険課 社会保険庁 等
給与所得 (アルバイト含む)	⑦ 申請者本人が実施予定(又は継続予定)のアルバイトがあり、今後1年間で104万円以上の収入が見込まれる者	アルバイト等収入証明書(本学 HP 掲載の所定様式を使用すること)	アルバイト先
	⑧ 令和7年1月以降に就職・転職した者	以下、①・②のいずれかを提出すること。 ① 給与明細書の写し(直近3か月分)(賞与の有無・見込を余白に明記のこと) ② 年収見込証明書(賞与の有無・見込を余白に明記のこと)	勤務先
就学者	⑨ 長岡技術科学大学在学者(申請者本人以外)	(証明書不要) ※該当者の学籍番号を報告すること。	—
	⑩ ⑨以外の高校生以上の就学者	在学証明書(令和8年7月又は8月の日付で証明してもらい提出すること。) ※授業料免除申請も希望する場合、入学料免除・徴収猶予申請時に原本、授業料免除申請時に写しを提出で構いません。この場合、写しは事前にご準備ください。	在学校
	⑪ ⑨及び⑩以外の就学者	(証明書不要)	—
無職の人	令和7年1月以降に退職等した者で以下のいずれかに該当する場合 ⑫ 失業者(失業保険受給者)	雇用保険受給資格者証(第1面～第4面)の写し ※無職無収入であっても所得証明書を提出すること。	公共職業安定所 (ハローワーク)
	⑬ ⑫以外の無職の者	※家庭調書に記載の「就学者を除く18歳以上の家族」のうち、所得証明書[課税(非課税)証明書]により無職・無収入(収入が0円)であることが確認できない者が対象(障がい者は対象外)。 無職・無収入申立書(本学 HP 掲載の所定様式を使用すること。)	本学 HP
その他	⑭ 生活保護受給世帯	生活保護受給証明書、生活保護決定(変更)通知書の写し (最新の受給額が記載されているもの)	社会福祉事務所
	⑮ 傷病手当金受給者	傷病手当金通知書(保険給付金支給決定通知書)の写し ※通知書の写しは受給期間確認のため、支給開始月から直近で通知されたものまで写しを提出すること。	健康保険組合
	⑯ 障がい者のいる世帯	次のいずれか一点を提出すること。 ① 身体障害者手帳の写し ② 介護保険被保険者証(要介護3以上)の写し ③ 被爆者健康手帳の写し ④ 精神障害者保健福祉手帳の写し ⑤ 療育手帳の写し	市区町村役場

	⑰ 「要介護認定」又は「要支援認定」を受けている者	要介護認定・要支援認定等結果通知書の写し ※⑰-③を提出される場合は提出不要	市区町村役場
その他	⑱ 長期療養者(申請時現在、6か月以上療養中の者又は今後6か月以上の療養を必要と認められる者)	医師の診断書・治療計画書等 ※診断書には「いつ頃から発病したか」「現在の状況」「今後の治療の見通し」「治療を行う診療科」の4点について記載を受けること。	医療機関等
	⑲ 入学前1年以内に学資負担者が死亡した世帯	死亡診断書又はそれを証明できる書類の写し	医療機関等
	⑳ 入学前1年以内に火災・地震・風水害等の被害を受けた世帯	罹災証明書(市区町村発行)の写し及び災害を受けた住宅・家財等の損害の申告書(本学 HP 掲載の所定様式を使用すること)、保険金支払証明書、修繕費等の領収書の写し	市区町村役場 消防署 保険会社 等

Ⅲ. 申請者本人が「独立生計者」として申請する場合に必要な書類

上記Ⅰ.～Ⅱ.に掲げる書類の他に、以下の書類が必要です。

◆申請者本人が筆頭健康保険被保険者証の写し(国民健康保険の場合は申請者本人が世帯主)

◆独立生計者申立書(本学 HP 掲載の所定様式を使用すること)

- ・(署名)とある氏名欄以外は所定様式に直接入力いただいて構いません。
- ・申立者情報欄の所属・学年は**令和8年9月(入学後)**のものを記入してください。
- ・申立者情報欄の住所は、申立者本人が独立生計を営む場所の住所を記入してください。
- ・独立生計者申立書内に記載の「提出書類等」を確認の上、該当する書類を提出してください。

【申請条件】

独立生計者として申請する場合は、**令和8年7月又は8月現在**において以下の事項を全て満たしていること。

※3.については(1)～(3)のいずれかに該当すること

1. 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養家族ではないこと
2. 本人(及び配偶者)の父母等と別居していること
3. (1)本人(又は配偶者)に**年間123万円以上**の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明が発行されること
(2)本人に今年度の収入(奨学金やアルバイト等を含めた総額)が**年間123万円を超える見込み**があること
(3)本人が本学へ入学時に退職(又は休職等)し無収入となった者で、就労時の預貯金により生活を行っており、その預金残高が**123万円を超えていること**

Ⅳ. 住民票上同一住所であるが、生計が別であることを申立てたい家族がいる場合に必要な書類

上記Ⅰ.～Ⅲ.に掲げる書類の他に、以下の書類が必要です。

◆水道光熱費の領収書の写し(生計を一にしない家族に関する申立書内の2.で選択した申立人の「現在の状況」により、「申立人分のみ」、又は「申請学生の家族と併せて2世帯分」が必要)

◆生計を一にしない家族に関する申立書(本学 HP 掲載の所定様式を使用すること)

- ・氏名欄以外は所定様式に直接入力いただいても構いません。
- ・申請者欄の所属・学年は**令和8年9月(入学後)**のものを記入してください。

◆申立人の住民票及び所得証明書の提出、家庭調書への記入等は省略しないでください。

◆扶養義務者の単身赴任等は対象外となりますので、ご注意ください。

5-2 入学料免除・徴収猶予申請書類（私費外国人留学生）

1. 入学料免除・徴収猶予の申請に際して、必要となる書類は次のとおりです。
申請書類に不備がないよう早めに必要書類を取り寄せて、よく確認の上、提出してください。なお、家庭の状況を確認するため、追加で書類の提出を求めることがあります。
2. 申請書類の内容は下記の注意事項等に記載がない限り、令和8年7月又は8月現在の状況を基準としてご記入ください。また、申請書類で自署を求める項目以外は直接入力で構いません。
3. 申請書類は原則として返却しません。
4. 申請手続に必要な所定様式は、以下の本学 HP の URL 又は QR コードからアクセスの上、ダウンロードしてください。また、本制度については5-14. に記載の URL 又は QR コードからご確認ください。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/e/student/tuition/admission-fee-waiver-b/index.html>

(NUT Website (English Version) > Student > Financial Support > Admission Fee Exemption/Deferral system)



I. 全員が申請時に提出する書類

書類等の名称 等
① 令和8年度入学料免除・徴収猶予提出書類チェックリスト※ (HP 掲載の所定様式をご使用ください)
注意事項等 ◇区分・学年・所属等は 令和8年9月(入学後) のものを記入してください。 ◇学籍番号は学内進学者のみ記入してください(進学後も学籍番号は変わりません)。学外からの新入生は記入不要です。 ◇青枠内のみご記入ください。所定様式に直接入力いただいても構いません。
② 入学料・徴収猶予免除願※ (HP 掲載の所定様式をご使用ください)
注意事項等 ◇申請者欄の所属・学年は 令和8年9月(入学後) のものを記入してください。 ◇申請者(学生)本人の氏名欄は、自筆で記入してください。それ以外は所定様式に直接入力いただいても構いません。 ◇住所欄は、申請時点の現住所とし都道府県名から正確に記入してください。アパート名・部屋番号も省略しないでください。 (申請時点において転居予定先が決定している場合は転居予定先の住所を記入してください。) ◇保証人欄は、記入不要です。 ◇理由欄は、申請者本人が具体的に記入してください。
③ 家庭調書※ (HP 掲載の所定様式をご使用ください)
注意事項等 ◇太線枠内は記入しないでください。また、所定様式に直接入力いただいても構いません。 ◇日本に家族がない場合、次の項目のみ記入してください。 1. 氏名欄 (以下、該当がある場合のみ記入してください。) 2. 収入状況の本人欄 3. 本人の奨学金状況欄 ◇日本に家族が住んでいる場合(学生本人が結婚し、配偶者が日本にいる場合を含む)、上記 1.~3. の他、次の項目についてご記入ください。

4. 「就学者を除く家族」欄は、日本に住んでいる家族のみ記入してください。本国にいる家族は記入しないでください。
令和7年1月以降に就職・退職した者がいる場合は会社名と就職(退職)年月も記入してください。(5-1 II. ⑧⑩⑬参照)
5. 「本人を除く就学者」欄は、日本に住んでいる家族に就学者がいる場合に記入してください。「在学名」を正確に記入してください。日本に住んでいる家族のうち、**就学者が高校生以上の場合、在学学校の情報については提出書類の在学証明書の内容と一致することを確認してください。それ以外の本人を除く就学者は、5-2 2. に記載の年月を基準として記入してください。**(5-1 II. ⑨⑩⑪参照)
- ※ **日本に住んでいる家族全員の住民票の提出が必要**です。(5-2 II. ⑤参照)
6. 「収入状況」欄は、日本に住んでいる家族のうち、給与所得者の場合は源泉徴収票の支払金額を、給与以外の所得者の場合は確定申告書の所得金額を千円未満の端数を切り捨てて記入してください。なお、令和7年1月以降に就職・転職した者の収入(見込)金額は記入しないでください(該当する場合は、奨学支援係へご連絡ください)。
- ※ **日本に住んでいる18歳以上の家族に収入がある場合は、所得証明書の提出が必要**です。(5-2 II. ⑥参照)
7. 「本人の奨学金受給状況」欄は、**令和7年度に受給していた奨学金について記入してください。**申請予定又は申請中の奨学金を記入する必要はありません。

④ 奨学金受給状況報告書※(HP掲載の所定様式をご使用ください)

注意事項等

◇必要事項を記入の上、提出してください。所定様式に直接入力いただいても構いません。

◆入学料免除・徴収猶予、授業料免除いずれも申請する場合には、入学料免除・徴収猶予の方に原本、授業料免除の方に写しを提出してください。入学料免除・徴収猶予と授業料免除は受付期間が異なりますので、写しは事前に取得しておいてください。

※ 上記①～④の書類は「4 申請受付についての注意事項」3.に記載のとおり必ず受付期間内に提出する必要があります。

II. 該当がある場合に提出する書類

⑤ 住民票(日本にいる家族全員分)

注意事項等 ※日本に住んでいる家族がいる場合のみ提出

◇住民票は**令和8年7月又は8月に発行したもの**に限り受理します。

◇在留資格は省略しないでください。また、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

◆入学料免除・徴収猶予、授業料免除いずれも申請する場合には、入学料の方に原本、授業料の方に写しを提出してください。
入学料免除・徴収猶予と授業料免除は受付期間が異なりますので、写しは事前に準備しておいてください。

⑥ 令和8年度(令和7年分)の所得証明書[課税(非課税)証明書]

注意事項等 ※日本に住んでいる家族がいる場合のみ提出

◇**申請者本人を含む18歳以上の家族全員**(高等学校・高等専門学校以下の就学者は除く)の所得証書が必要です。

ただし、新入生(学内進学者を除く)分は不要です。

◇**所得のない者も所得金額「0円」と記載のある証明書が必要です。金額欄が「*」や「空白」のものは認められません。**市区町村の窓口にて「**収入金額、扶養控除人数、税額(※所得割額必須)の記載がある所得証明書**」と伝えて発行を依頼してください。
ただし、市区町村によって税額の記載された所得証明書が発行できない場合は、別途「**課税(非課税)証明書**」も併せて提出してください。

◆入学料免除・徴収猶予、授業料免除いずれも申請する場合には、入学料の方に原本、授業料の方に写しを提出してください。
入学料免除・徴収猶予と授業料免除は受付期間が異なりますので、写しは事前に準備しておいてください。

⑦ アルバイト等収入証明書(HP掲載の所定様式をご使用ください)

注意事項等 ※該当する場合のみ提出

◇申請者本人が実施予定(又は継続予定)のアルバイトがあり、今後1年間で104万円以上の収入が見込まれる場合に提出する必要があります。アルバイト先に所定様式を提出し、書類の作成を依頼の上、本学へ提出してください。

6 各種奨学金

1. 日本学生支援機構奨学金 (JASSO) の貸与奨学金 (日本人学生向け)

令和8年9月上旬頃に学内掲示及び本学 HP によりお知らせしますので、以下 URL 又は QR コードからアクセスの上、ご確認ください。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/loan-scholarship/index.html>
(本学 HP>HOME>教育・学生支援 >経済的支援 >日本学生支援機構 >貸与奨学金)



2. 長岡技術科学大学基金奨学金

この奨学金は本学における学生支援の一環として、企業、個人、同窓生及び教職員等から寄付された資金を基に、本学学生の修学を支援することを目的に設立された、本学独自の奨学金給付制度です。下記のような家計急変などにより、修学が困難となった者に対して奨学金を給付します。申請を希望する場合は、学生支援課奨学支援係までお問い合わせください。

(給付要件) ①学資を主として負担している者 (以下「学資負担者」という。外国人留学生の場合は学生本人) が死亡又は破産した者

②学資負担者の家屋が、地震、水害、火災等により、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、全焼又は半焼のいずれかとなった者

※ 事由発生から6か月以内に申請してください。

※ 外国人留学生は日本国内における風水害等の災害によるものに限ります。

その他、本学独自の奨学金制度については、本学 HP に掲載しています。興味のある方は、以下の URL 又は QR コードからアクセスの上、ご確認ください。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/scholarship-program-unique/index.html>
(本学 HP>HOME>教育・学生支援 >経済的支援 >本学独自の奨学金給付制度)



3. 地方公共団体・財団等の奨学金

本学に通知のあったものについて、以下の本学 HP に随時掲載しています。以下の URL 又は QR コードからアクセスの上、ご確認ください。新入生は、以下よりご自身でダウンロードできないもの限り、HP に掲載の所定様式を提出することにより、メールにて要項等を送付いたします。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/scholarship-program/index.html>
(本学 HP>HOME>教育・学生支援 >経済的支援>地方公共団体・民間育英財団の奨学事業)



在学生は、ILIAS (イリアス) に掲載していますので、以下の URL 又は QR コードからアクセスの上、ご自身で、必要とする要項等をダウンロードしてください。

https://cera-e1.nagaokaut.ac.jp/ilias/ilias.php?ref_id=151254&cmdClass=ilrepositorygui&cmdNode=wk&baseClass=ilRepositoryGUI

(ILIAS>リポジトリ>奨学金情報)



また、各都道府県・市町村で奨学制度を設けているところがありますので、希望する場合は、それぞれ出身地の教育委員会等に照会してください。なお、奨学財団によっては日本学生支援機構や他団体等の奨学金との併用貸与等を認めていない場合もありますので出願に際しては注意してください。

4. 留学生向けの奨学金は、7 問い合わせ先等 2. に記載の留学生支援係へお問い合わせください。

7 問い合わせ先等

1. 入学料免除・徴収猶予申請及び授業料免除申請については、以下へお問い合わせください。

担当	国立大学法人長岡技術科学大学 学生支援課 奨学支援係
住所	〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町 1603-1
Mail	fukurigroup@jcom.nagaokaut.ac.jp
TEL	0258-47-9254 ※ 本学から申請者宛てに、この番号から連絡することがありますので、事前にスマートフォンに登録するなどして、連絡があった場合は確実に対応できるようにしてください。
対応時間	土・日曜日、祝日を除く 9時～17時 ※ 可能な限り Mail によりお問い合わせください。 ※ 17時以降の窓口訪問はご遠慮ください。

2. 留学生の奨学金については、以下へお問い合わせください。

担当	国立大学法人長岡技術科学大学 学生支援課 留学生支援係
Mail	ryugaku@jcom.nagaokaut.ac.jp
TEL	0258-47-9285

3. 入学料免除・徴収猶予申請及び授業料免除申請のために提出された書類に記載された個人情報については、法令に基づく場合を除き、入学料免除・徴収猶予申請及び授業料免除に係る関係業務以外の目的のために利用又は提供することはありません。

